

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学平成 30 年度計画

前文

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 6 年間における中期計画を達成するための平成 30 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職希望者就職率（学部）：100%
- ◆ 国家試験は、次の合格率を目指す。

国家試験	目標合格率
看護師	100%
保健師	100%
助産師	100%
管理栄養士	100%
社会福祉士	75%
精神保健福祉士	100%
理学療法士	100%
作業療法士	100%

- ◆ 日本看護協会認定審査は、次の合格率を目指す。

認定審査	目標合格率
認定看護管理者	75%
感染管理認定看護師	85%

- ◆ 授業評価の結果：実施率：100% 5段階中4以上：80%（学部）
実施率：100%（大学院）
実施率：100% 5段階中4以上：80%（実践教育センター）
- ◆ 図書館の利用者数：81,500人
- ◆ ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修実施回数：12回
- ◆ 学部入学者受験倍率：2.5倍（学部）
大学院入学者受験倍率：1.5倍（大学院保健福祉学研究科博士前期課程）
定数確保（大学院保健福祉学研究科博士後期課程）
- ◆ 大学説明会の実施回数：65回

(1) 人材の育成に関する取組み

ア 学部教育

(ア) 看護学科

- ・ 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（文部科学省）、「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（一般社団法人日本看護系大学協議会）等を踏まえてカリキュラム改正を行い、平成30年度入学生から適用する。

- ・ 新カリキュラムの円滑な運用を図りつつ、在学生にも充足させ、本学科の教育目標達成に向けた教育を行う。

(イ) 栄養学科

- ・ 栄養と健康・疾病等との関係を探究するため、人間栄養学に関する講義や実験・実習内容を強化する。
- ・ 人の栄養・食事の課題把握や、解決のための知識・技術・実践力の総合的な教育の質の向上を図るため、実習や臨地実習を強化する。
- ・ 外書購読を充実させ、情報収集能力やエビデンスを活用できる能力を高める教育を行う。
- ・ 理論的思考力や分析力、自らがエビデンスを作成し公表するための基礎的な調査研究能力を高めることを目的とした、特別研究を行う。

(ウ) 社会福祉学科

- ・ 実習先指導者との課題意識の共有に向けた取組みを継続して行い、ヒューマンサービス実践のためのコンピテンシーの獲得に向けた実習教育の質的向上に努める。
- ・ 実務経験が豊富な社会福祉系教員の活用により、講義系の授業においても対人援助の現場で有用な知識・技術の教授を図る。

(I) リハビリテーション学科

a 理学療法学専攻

- ・ 平成30年度中施行予定である「改正理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」(厚生労働省)を踏まえ、カリキュラムの内容を検討する。
- ・ 指定規則の改正に伴う臨床実習の見直しを行う。

b 作業療法学専攻

- ・ 平成30年度中施行予定である「改正理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」(厚生労働省)を踏まえ、カリキュラムの内容を検討する。(再掲)
- ・ 改訂した臨床実習の定着を図る。

(オ) 人間総合科

- ・ 本学のミッションであるヒューマンサービスにおける学科横断的側面を踏まえた教育と研究の実現に向けて、学内外連携を果たし、学生の知的好奇心を引き出すヒューマンサービスの学術体系構築への予備的な検討を行う。
- ・ 多彩な領域における論文等からの情報精査を通じて、専門職として建設的議論と問題解決ができる能力の向上を図る。
- ・ 人間総合教育科目群、連携実践教育科目群においては、学生の効果的

な修得と充実した学生生活の確保のために、科目数・内容の調査、ならびに調整（単位数・内容変更等）が必要な科目のリストアップと検討を行う。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

a 博士前期課程

- ・ 現場の課題に対応するアセスメント方法や多職種連携に関する理論的視座の学習及び実践的なケースワーク、ならびにプログラム作成等の学習機会を提供する。
- ・ 上記取組みの効果的な教育内容や教育方法を再検討する。
- ・ 現行カリキュラム及び論文作成プロセスの課題抽出を行い、カリキュラム改正の必要性について検討する。

b 博士後期課程

- ・ 自立して研究に取り組む能力を育成するため、アカデミックスキル、研究法及び研究倫理に関する教育の強化と、学位取得を計画的に進めるための支援を行う。
- ・ 保健、医療及び福祉の現場における諸課題について、実践的なサービスや人材育成、多職種連携、専門的な知見を踏まえての解決策と評価方法の検討、政策提案が学習できる機会を提供する。

ウ 実践教育センター

(ア) 教育課程

保健、医療及び福祉分野の専門職の継続教育として、教員・教育担当者養成課程、認定看護管理者教育課程、栄養ケア・マネジメント課程、感染管理認定看護師教育課程、多職種連携推進課程の5課程を開講し、各分野の人材育成を図る。

(イ) 教育研修

保健、医療及び福祉分野の実習指導者、管理者、教員の養成、継続研修及び教育課程修了者のフォローアップ研修ならびに各分野の個別課題等に着目した、現場での実践力向上を図るための専門研修を行う。

(ウ) 実践研究

病院、施設、地域等の保健、医療及び福祉の現場で抱えている様々な課題の解決を目的として実践的な研究に取り組むとともに、各分野の実践者による研究を推進するための講座を開講し、必要な基礎的知識の提供を行う。

(2) 教育内容等

ア 教育内容及び方法

(ア) 学部教育

a 教育内容

- ・ 大学運営を取り巻く環境の変化に合わせ、ヒューマンサービスの実践を目指した教育を行うため、カリキュラム編成の見直しを行う。
- ・ 在学生への授業評価や実習施設・就職先からの意見聴取等を行い、学生のニーズや社会からの要請等を把握し、授業科目の内容に反映させる。

b 教育方法

- ・ 実験・実習器具、装置等の更新に係る計画を定め、適宜導入・更新に取り組む。（学部・大学院共通）
- ・ 少人数教育や体験学習、演習等を積極的に行い、多職種が連携した実践的な能力の育成を図る。
- ・ 教育研究支援体制を整備するため、ティーチング・アシスタント制度の導入について検討する。
- ・ 授業評価結果から明らかとなった学生のニーズについて共有・協議し、授業方法やカリキュラムの改善を適宜検討する。
- ・ 臨床教授制度等の効果的な活用について検討する。

(イ) 大学院教育

a 教育内容

- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程との接続性や時代のニーズ、学生のニーズを踏まえ、カリキュラム編成の課題を抽出し、カリキュラム改正の必要性について検討する。（保健福祉学研究科博士前期課程）
- ・ 授業評価や学生へのヒアリング及び科目担当者や指導教員とのミーティングを有効活用し、教育内容の改善を図る。（保健福祉学研究科博士後期課程）

b 教育方法

- ・ 実験・実習器具、装置等の更新に係る計画を定め、適宜導入・更新に取り組む。（学部・大学院共通）
- ・ 大学院教育の動向や学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に照らし、論文審査体制の見直しを行う。（保健福祉学研究科博士前期課程）
- ・ 学位論文の指導及び審査過程に係る運用について検討する。（保健福祉学研究科博士後期課程）

- ・ 高度な教育・研究を推進するため、研究科研究費等の効果的な配分に努める。(保健福祉学研究科博士後期課程)
- ・ 保健、医療及び福祉の分野に捉われない幅広い知識を修得し、他領域との連携・協働を図ることを目的とした共通科目の学習方式、論文指導体制、研究発表会・報告会のあり方について検討する。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)
- ・ 学生の学会への積極的な参加や論文投稿を促すため、啓発と支援を行う。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)

c 学生の教育・研究活動

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント制度を導入するため、実施体制等の検討を行う。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)

(ウ) 実践教育センター

a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズに対応できる人材を育成するため、大学の基本理念に則り、年度ごとの授業評価等に基づきカリキュラム編成について検証を行う。
- ・ 日本看護協会が定める認定看護管理者カリキュラム基準の改正を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。
- ・ 日本看護協会が認定する認定看護管理者教育機関としての認定を更新し、認定看護管理者の養成を推進する。
- ・ 日本看護協会が認定する認定看護師教育機関として、認定看護師制度の活用のあり方などについて検討する。

b 教育方法

- ・ 学生による授業評価やリアクションペーパーを活用し、その結果を教育内容・方法の改善に反映する。
- ・ 個々の学生との面談を定期的に行うことなどにより、学生の学習状況を適宜把握し、指導・助言を行い学生への支援に取り組む。

イ 成績評価等

(ア) 学部教育

- ・ 成績評価基準及び学士課程のあり方について検討する。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。(学部・大学院共通)

(イ) 大学院教育

- ・ 各領域の論文審査基準や審査方法、最終試験を学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に基づき再検討する。（保健福祉学研究科博士前期課程）
- ・ 論文審査基準や科目の単位認定方法をシラバスに明示し大学 Web サイト等で公表するとともに、適宜見直しを行う。（保健福祉学研究科博士前期・後期課程）
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（学部・大学院共通）

(ウ) 実践教育センター

科目ごとの目的・目標や成績評価の方法をシラバスに明示し、レポートや課題の提出、科目試験、出席状況及び授業への参加状況により公平公正な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制の整備

ア 教員の配置

- ・ 迅速かつ適切な職員採用及び教員の配置を行う。
- ・ 現場の生の情報を学生に提供するため、第一線で活躍する実践者等の積極的な活用に努める。

イ 教育環境の整備

- ・ 学内の要望を取りまとめ、教育備品等の整備計画の策定に取り組む。
- ・ 平日夜間及び土曜日の開講、履修者の希望による一部時間割の調整等、社会人院生への便宜を図る。

(ア) 図書関係

- ・ 購入方法等の見直しを行い、適切な図書、雑誌及びジャーナルを購入する。
- ・ 学内外の利用者ニーズ調査を行い、サービスの充実について検討する。

(イ) 情報関係

- e ラーニングの導入に向け、学習環境の整備について検討する。

ウ 教員の教育能力の向上

- ・ FD・SD 委員会、関係各委員会及び各学科主催の FD を定期的に実施し、教育内容等の改善を図る。
- ・ 教員の資質向上に向けた取組みについて検討する。

- ・ 大学院独自のFDを充実させ、授業内容等の改善を図る。
- ・ ニュースレターを定期的に発行し、職員間でFDの結果や動向についての情報共有を図る。

(4) 学生の受入れ

ア 学部

- ・ 高大接続改革を踏まえ、入試のあり方を検討する。
- ・ 学生募集要項の記載内容や入学者選抜試験の評価基準について検討し、適宜見直しや改善を図る。
- ・ 大学主催のオープンキャンパスや進学相談会等の機会を活用し、積極的に大学説明会を実施する。
- ・ 大学Webサイトの充実を図るとともに、より分かりやすい大学案内パンフレットを作成し県内高校等に配布するなど、受験生に対して積極的な広報を行う。

イ 大学院

- ・ 入試制度について検討し、適宜見直しや改善を図る。（保健福祉学研究科博士前期課程）
- ・ 英語の試験（TOEFL iBTのテスト）がもたらす受験状況の影響について検討する。（保健福祉学研究科博士後期課程）
- ・ 大学院入試説明会を実施し、アンケート結果に基づき適宜内容の見直しや改善を図る。
- ・ 大学院入試案内の内容の充実化を図り、積極的な広報を行う。

ウ 実践教育センター

- ・ 定員、募集人数及び開講期間の見直し等により学習効果の高い教育環境を整え、高い意欲を有する現任者の受入れを推進する。
- ・ 県内受講者向けの説明会を充実させるなど、県内在住者及び在勤者の積極的な受入れを推進する。
- ・ 働きながら学ぶ学生を受け入れるため、授業形態の工夫等を行う。
- ・ 従来からのパンフレットやWebサイト等による広報に加え、専門職種の関係団体のネットワークを活用するなど新たな広報手段を拡充し、学生の受入れに係る広報活動の充実を図る。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職説明会参加病院・施設数：90 施設
- ◆ 進路ガイダンスの実施：3回

(1) 学生生活に係る支援

ア 学習・生活支援

- ・ 年度当初にオリエンテーションを実施し、内容の改善を検討する。
- ・ クラス担任制、チーチャー制等を通じて個別の学生のニーズを把握し、必要な学習支援をきめ細かく行う。
- ・ 学生相談室の体制の充実について検討する。
- ・ 支援を要する学生について、学生の生活・健康上の課題が多様化するなか、どのような支援策が求められるのか検討する。
- ・ 昼食会や交流会を実施し、留学生、日本人学生及び職員との交流機会を積極的に設ける。

イ 経済的支援

- ・ 日本学生支援機構奨学金をはじめとした奨学金・修学資金等について、学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。
- ・ 学業が優秀でありかつ経済的な理由により授業料の納付が困難な学生に対して、授業料減免制度を活用し、就学を支援する。

ウ 課外活動への支援

- ・ 学生自治会、サークル活動、大学祭等の学生の自主的活動を支援する。
- ・ 学生が主体的に取り組むボランティア等の地域貢献活動を支援する。

エ その他支援

学生の学内外の活動について情報を収集し、大学 Web サイト等を活用して適切な時期・内容にて成果報告、表彰等を行う。

(2) キャリア支援

- ・ 学生アンケート結果に基づき、進路ガイドブックやガイダンスの内容を見直す。
- ・ 病院・施設等説明会について、開催時期、対象範囲、参加施設の意向等を勘案し、ニーズに合った実施内容を検討する。
- ・ 進路状況調査を実施し、分析結果を進路支援事業に活かす。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 学術論文、著書及びその他の著作の件数：280 件

(1) 研究水準及び研究の成果等

- ・ 多領域にまたがった協働研究を推進する。
- ・ 学会発表や学術雑誌、専門誌等あらゆる機会を活用し、研究成果を積極的に発信することを奨励する。
- ・ 学内研究発表会の実施や大学誌の発行を行う。
- ・ 教員の教育研究活動を取りまとめ、大学 Web サイトで公表する。
- ・ 研究成果を地域に積極的に公開するため、公開講座やセミナー等を活用する。

(2) 研究の実施体制等の整備

ア 研究実施体制の整備

- ・ サバティカル研修制度など新たな研修制度の導入に向け、検討を行う。
- ・ 地域貢献研究センターに研究支援部門を設け、外部資金獲得に係る支援や知的財産、MTA に係る業務の支援を行うなど事務局の体制を強化する。

イ 財政基盤の整備

- ・ 研究助成制度等により、教員の研究活動を積極的に支援する。
- ・ 財務部門に係る事務局の組織体制を整備し、研究費の効率的かつ柔軟な執行を行う。
- ・ 地域貢献研究センターに研究支援部門を設け、外部資金獲得に係る支援や知的財産、MTA に係る業務の支援を行うなど事務局の体制を強化する。

(再掲)

ウ 研究倫理審査体制

- ・ 審査規程の見直しについて検討するとともに、手引きにおける事前チェック体制等の整備を行う。
- ・ 研究倫理審査に関する研修を複数回実施する。

4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 公開講座・市民大学開催回数：10回
- ◆ 高大連携プログラム（高校生向け出張講座）等実施件数：15件
- ◆ 産学官連携事業件数（行政機関及び民間企業との連携事業件数）：10件
- ◆ 海外大学等との交流事業件数：5件

(1) 地域貢献

ア 地域社会との連携

- ・ 大学の教育研究資源を活用し、一般県民向けのヒューマンサービス公座講座（春季と秋季の計2回）を実施する。
- ・ 図書館、体育館及び食堂等の大学施設を広く地域開放する。

イ 県内の高等学校との連携

- ・ 高校教育の質的向上に貢献するとともに、多様な分野への意欲を喚起するため、高大連携講座や模擬授業を実施する。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会への加盟に向け、県教育委員会との調整を行う。

ウ 広報

広報媒体や大学Webサイトを積極的に活用し、地域貢献に係る効果的な広報に取り組む。

(2) 産学官の連携

- ・ 企業との共同研究等を推進し、その成果を地域に還元することで地域貢献に寄与する。
- ・ 学生サークルによる企業等と連携した実践活動を支援する。
- ・ 地域貢献研究センターを中心に、企業や行政機関等との共同研究の支援体制を整備する。

(3) 国際協働

- ・ ハノイ医科大学への教員派遣や研修生の受入れを行うなど、各種国際協働・交流事業に取り組む。
- ・ 学術・教育交流に関する連携協定を締結した海外大学との共同研究を推進する。
- ・ 地域貢献研究センターを大学の附置機関として位置付け、国際協働に係る

事業の推進体制を整備する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な運営体制の構築

役員会、経営審議会及び教育研究審議会を定期的に開催し、連携を図りながら機動的な大学運営を行う。

(2) 学外意見の反映

経営審議会、教育研究審議会及び研究倫理審査委員会等に学外委員を登用する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 柔軟な人事制度の整備

クロスアポイントメント制度等の柔軟な人事制度の整備に向けた検討を行う。

(2) 人材の確保と活用

- ・ 適宜適切な職員採用により優れた職員を確保する。
- ・ 人事評価制度に基づく、適切な人材活用を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 事務組織

業務に的確かつ機動的に対応できるよう、事務局組織の改編を行う。

(2) 事務の効率化

効率的な事務執行を図るため、複数年契約等の適用範囲の拡大や物品調達の集約化などの適切な運用を行う。

(3) 事務職員の能力向上

事務職員の専門的知識の向上を図るため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 科学研究費補助金の申請件数：40件

(1) 外部研究資金の獲得

- ・ 科学研究費助成金の応募や申請に係る研修を実施し、教員間でのノウハウの共有を図る。
- ・ 地域貢献研究センターに研究支援部門を設け、外部資金獲得に係る支援や知的財産、MTAに係る業務の支援を行うなど事務局の体制を強化する。（再掲）

(2) その他の自己収入の確保

- ・ 入学者の定数確保に努め、授業料や入学料の安定財源を確保する。
- ・ 大学Webサイト等での広報を通じ、学内施設を積極的に貸付するとともに、貸付料金について検討する。
- ・ 大学パンフレットへの広告や大学Webサイトへのバナー広告等の募集を積極的に行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

省エネルギー等の経費抑制に係る取組みについて、職員・学生に周知し、全学的な意識共有を図る。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置

資金計画に基づき適正な資金運用を行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

平成30年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,334
自己収入	720
入学金及び授業料収入	695
その他（雑収入）	24
受託研究等収入及び寄付金収入	30
計	3,084
支出	
業務費	2,252
教育研究経費	334
人件費	1,917
一般管理費	400
設備整備費	401
受託研究費等経費及び寄付金事業費等	30
計	3,084

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画

平成 30 年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	2,943
業務費	2,527
教育研究経費	580
受託研究等経費	30
人件費	1,917
一般管理費	400
減価償却費	14
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	2,943
運営費交付金収益	2,178
授業料収益	548
入学金収益	125
検定料収益	21
受託研究等収益（寄附金を含む。）	30
雑益	24
資産見返運営費交付金等戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
純利益	—
総利益	—

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

平成 30 年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	3,084
業務活動による支出	2,928
投資活動による支出	156
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,084
業務活動による収入	3,084
運営費交付金による収入	2,334
授業料及び入学検定料等による収入	695
受託研究等収入（寄附金を含む。）	30
その他の収入	24
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延又は事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産

がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 施設設備の整備

施設・設備改修計画の策定について検討する。

(2) 施設設備の活用及び見直し

大学の諸施設の一般開放を推進するため、大学 Web サイト等を通じ積極的に広報する。

2 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 防災等の危機管理体制の強化

災害等の危機事案に備えた規程・マニュアルを整備し、定期的に訓練を実施する。また、訓練実施後に適宜マニュアル等を検証し、災害等への対応力強化を図る。

(2) 情報セキュリティ対策の充実

情報セキュリティポリシーを策定し、情報の管理及び運用の適正化を図る。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に係る講習会を定期的に実施する。

3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学としての説明責任を果たす観点から、中期目標や財務諸表、また教員の研究テーマや業績等を大学 Web サイトで公表し、見える化に取り組む。
- ・ スマートフォンでの閲覧対応など、大学 Web サイトのリニューアルを行う。

4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 人権啓発に係る研修等の実施：3回
- ◆ ハラスメントに関するアンケート調査の実施：1回

(1) 法令遵守の徹底

不祥事防止研修や、研究における不正防止に係る研修を実施する。

(2) 人権啓発の推進

職員及び学生向けのハラスメント防止研修を実施する。（職員向け：年2回、学生向け：年1回）また、ハラスメントに関するアンケート調査を年1回実施する。

(3) 環境への配慮

職員・学生に対し省エネルギーの啓発等を行い、全学で環境への配慮に取り組む。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

第2の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

2 県からの長期借入金の限度額

なし

3 積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 自己点検及び評価の実施

自己評価審査会で自己点検及び評価を行う。

(2) 自己点検及び評価の結果の活用

自己評価及び県評価委員会からの評価結果について、翌年度以降の業務改善に反映させる。

(3) 外部評価の実施

平成 34 年度に実施予定の外部機関による認証評価に向け、大学の自己評価基準や項目の見直しを行う。

2 自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画に係る自己点検及び評価結果、また県評価委員会からの評価結果について、大学 Web サイトで公表する。